守秘義務規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下「本会」という。) が業務上取り扱う情報には多くの個人情報及び企業情報等の秘密情報が含まれることから、これらの秘密情報 の管理について定めるものであり、秘密情報の不正な手段による取得、使用、開示又は漏洩を防止することを目的とする。

但し、次のいずれかに該当する情報は秘密情報ではないものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となった情報
- (2) 開示の時点で業務遂行者が既に保持している情報
- (3) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(適用)

第2条 この規程は、本会の業務を遂行する会員の内、本会が必要と認めた会員に適用する。

(秘密保持契約の締結)

- 第3条 第2条に該当する会員は、本会と様式1の秘密保持契約を交わさなければならない。
 - 2 本会は業務内容等を勘案して、秘密保持契約を様式2の誓約書に替えることが出来る。

(附 則)

- 第1条 この規程は平成14年11月4日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 第2条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。
- 第3条 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。

(様式1)

秘密保持契約書

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下甲という)と正会員 (以下乙という)は、 の業務を遂行する上で秘密保持契約を締結する。

第 1 条 乙は業務を遂行する上で知り得た秘密情報を業務遂行中のみならず業務終了後において も第三者に漏洩してはならない。又、私的に利用する業務は一切行なってはならない。

第2条 本契約に定めのない事項および解釈上の疑義が生じた事項については甲、乙協議のうえ 決定する。

以上本契約の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・

コンサルタント・相談員協会

会長 河上 正二

乙 住所

正会員

(様式2)

誓約書

本会が行う「 事業」で知り得た個人情報を、業務遂行中のみならず業務終了後も第三者に漏洩いたしません。

又、これを私的に利用する業務は一切行ないません。

年 月 日

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会正会員 住 所

氏 名 印